

令和 8～10 年度
五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託

契約書（案）

令和 7 年 1 0 月
五霞町

目次

（頭紙）	4
第1章 総 則.....	5
（総則）	5
（用語の定義）	5
（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	6
（責任負担）	6
（指示等）	6
（業務の手段）	6
（書面主義）	7
（契約の譲渡等）	7
（再委託等）	7
（著作物の使用等）	7
（特許権等の使用）	7
第2章 業務の範囲に関する条項.....	7
（本業務の概要）	7
（運営期間）	7
（法令の遵守等）	8
（運営の実施体制等）	8
（有資格者等の配置）	8
（監督職員）	8
（総括責任者）	9
（対象施設等の確認及び使用）	9
（施設更新等の請求）	9
（効率化策 VE の提案）	9
（ユーティリティ等の調達）	10
（性能保証）	10
（水質異常に対する措置）	10
（異常増水に対する措置）	10

(協働の措置)	10
(臨機の措置)	11
第3章 モニタリングに関する条項.....	11
(業務の報告)	11
(実施状況の確認)	11
(業務の確認)	11
(随時の確認)	12
(改善通告)	12
第4章 委託料に関する条項.....	12
(委託料の支払い)	12
(委託料の改定)	12
(委託料の減額)	12
第5章 責任負担.....	13
(原水並びに流入下水の量とそれらの水質の確保)	13
(賠償保険)	13
(一般的損害)	13
(第三者に及ぼした損害)	13
(遅延損害金)	13
(不正行為に対する違約金)	14
(法令変更に伴う通知の付与)	14
(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)	14
(不可抗力に伴う通知の付与)	14
(不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担)	14
(不可抗力による委託料の支払)	15
(契約の解除)	15
第6章 業務の終了に関する条項.....	15
(受託者の債務不履行等による契約の解除)	15
(委託者の債務不履行等による契約の解除)	16
(業務期間終了時の施設の確認)	16
(契約終了に伴う措置)	17

第7章 補則条項.....	17
(秘密の保持と情報の公開)	17
(契約の変更)	17
(公租公課の負担)	17
(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)	17
別紙1 リスク分担表（契約書第4条関係）	18
別紙2 効率化策 VE の提案（契約書21条関係）	20
別紙3 委託料の額（契約書第49条関係）	22

(頭紙)

業務委託契約書

- | | |
|----------|--|
| 1. 業務名 | 令和8～10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託 |
| 2. 履行場所 | 五霞町内 |
| 3. 履行期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 4. 業務委託料 | 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円） |
| 5. 契約保証金 | 契約金額の100分の1。ただし、五霞町契約規則第4条第2項各号に該当する場合は、免除 |

五霞町を委託者とし、を受託者とし、委託者と受託者との間において、別
添の条項により委託契約を締結する。

委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162 番地 1
氏名 五霞町長 知久 清志 印
(単独企業の場合)

受託者 住所 印
氏名 (共同企業体の場合)

受託者 ○○○共同企業体

代表者	住所			
	氏名			印

構成員	住所	氏名	印

構成員	
	住所

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、実施要領書、要求水準書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書（以下「実施要領書等」という。）並びに受託者が提出した企画提案書（以下「契約図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行する。

(用語の定義)

第2条 この契約書において使用する用語の定義は次のとおりである。

- (1)「委託者」とは、五霞町をいう。
- (2)「受託者」とは、事業者をいう。
- (3)「本業務」とは、委託者と受託者が契約締結する五霞町上下水道事業包括的維持管理業務（令和8年度から令和11年度）をいう。
- (4)「要求水準書」とは、本業務履行について委託者と受託者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めたものであり、契約においてその効力を発揮する。
- (5)「要求水準」とは、契約締結により委託者及び受託者が合意した、委託者が受託者に要求する本業務における業務の水準をいい、その内容は要求水準書に定める。
- (6)「本件施設」とは、要求水準書に示す水道施設、公共下水道施設及び農業集落排水施設をいう。
- (7)「業務」とは、この契約書に基づき、受託者が委託者に提供する本件施設の運転管理業務、保全管理業務及びその他業務をいう。
- (8)「対象施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の委託者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- (9)「運営期間」とは、受託者がこの契約書に基づき、業務を実施する期間をいう。
- (10)「運営年度」とは、運営期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (11)「引継ぎ期間」とは、契約締結日から〔令和8年3月31日〕までの期間をいう。
- (12)「契約発効日」とは、契約について委託者と受託者が合意し、本業務の契約書に記名押印した日をいう。
- (13)「業務開始日」とは、令和8年4月1日をいう。
- (14)「修繕」とは、本件施設の機能を維持するための、部品等の交換、取替え及び分解・点検などの計画修繕や計画外修繕をいう。
- (15)「不可抗力」とは、台風、雷害、渇水、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常

の予見可能な範囲外のものをいう。

(16)「性能」とは、委託者又は受託者が運営期間を通じて義務を負う水量、水質その他の性能をいう。

(17)「性能保証」とは、委託者又は受託者が運営期間を通じて義務を負う性能について保証することをいう。

(18)「監督職員」とは、委託業務を監督する委託側の責任者をいう。

(19)「総括責任者」とは、委託業務を統括する受託側の責任者をいう。

(20)「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物及び著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラム、著作権法第12条の2に規定するデータベースをいう。

(21)「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。

(22)「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。

(23)「サービス水準」とは、契約書及び要求水準書並びに契約図書等に記載したサービスをいう。

(24)「サービス水準の未達」とは、サービス水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。

(25)「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。

(26)「処理水質」とは、本件施設に流入した下水を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受託者は、本件施設が上下水道施設等としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(責任負担)

第4条 この業務に伴う水道法、下水道法及び浄化槽法（以下、「各業法」という。）上の管理責任は、委託者が負うものとする。

2 その他の委託者と受託者の基本的な責任負担は要求水準書並びに契約書別紙1に定めるものとする。

(指示等)

第5条 委託者は、各業法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、当該業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合、受託者は、当該指示に従い当該業務を行わなければならない。

(業務の手段)

第6条 受託者は、特に定めがある場合、又は前項の指示、若しくは委託者受託者協議がある場合を除き、業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（書面主義）

第7条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、通告、合意、質問回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行う。

2 委託者及び受託者は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、本契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の譲渡等）

第8条 受託者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、委託者の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

（再委託等）

第9条 受託者は、委託者の承認を受けて、業務の一部を第三者に再委託、又は請け負わせることができる。ただし、業務のすべてを一括して再委託、又は請け負わせることはできない。

（著作物の使用等）

第10条 委託者及び受託者は、業務の実施に当たって使用する著作物の著作権は当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、使用料の支払いは免除されるものとする。

（特許権等の使用）

第11条 受託者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第2章 業務の範囲に関する条項

（本業務の概要）

第12条 受託者は、本件施設について、運営期間にわたり運転管理業務、保安全管理業務、その他業務を行う。

2 受託者は運営計画に従って本業務を遂行しなければならない。

（運営期間）

第13条 運営期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和8年3月31日までは引継ぎ期間とする。

2 引継ぎ期間における具体的な業務の実施方法等については、委託者と受託者の協議の上決定する。ただし、受託者がこの引継ぎを受けるにあたって必要とする費用は、受託者の負担とする。

(法令の遵守等)

第14条 受託者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、業務を実施しなければならない。

(運営の実施体制等)

第15条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

(1) 受託者が業務として実施する水道施設の維持管理業務については24時間勤務体制とする。公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理業務については平日昼間勤務を基本とし、異常警報の初動対応などは24時間対応が行える体制をとること。ただし、平日昼間とは、月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から1月3日まで「年末年始」は除く）の8時30分から17時15分までのことを指す。

(2) 委託者は、業務を監督する監督職員を置く。

(3) 受託者は、業務実施上の管理をつかさどる総括責任者、副総括責任者を置き、業務の履行に必要な従業員等を置く。

(有資格者等の配置)

第16条 受託者は、業務の実施にあたって、対象施設等の特質を十分理解し、安定給水及び安定処理が確保できるよう要求水準書に定める要件を満たす者及び資格者を配置し、業務に臨むこと。

(監督職員)

第17条 委託者は第15条第2号に基づき監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に書面にて通知する。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の各業法の責任を果たす上で、受託者の業務に関する必要な指示

(2) 契約書、要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出、又は質問に対する承諾又は回答

(3) 業務の履行に関する受託者との協議

(4) 業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告

(5) モニタリングの実施及び通知

3 前項の規定に基づく指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

4 契約書に定める書面の提出は、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者並びに監督職員は、モニタリングを行うに当たり、委託者が指定する事業者に委託した場合は、受託者はこれを認めるものとする。

（総括責任者）

第18条 受託者は、第15条第3号に基づき総括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。総括責任者を変更する場合は委託者の承諾を得るものとする。

2 総括責任者は、業務の履行に関し、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行い業務の管理及び統轄を行う。

3 総括責任者は、本契約書等に定められた業務の目的、内容を十分に理解し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適切かつ円滑な遂行を図らなければならない。

（対象施設等の確認及び使用）

第19条 委託者及び受託者は、契約締結後から引継ぎ期間終了日までの間において、対象施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容（以下「対象施設の内容」という。）について、双方立会いの上、確認するものとする。確認の方法等については、双方協議のうえ決める。

2 受託者は、業務の実施のため、対象施設等を使用することができる。

3 受託者は、対象施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用及び保存、若しくは保管しなければならない。

（施設更新等の請求）

第20条 本件施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするものが著しく非合理的であると認められるときは、受託者は委託者にその旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、委託者は速やかに本件施設の現況を調査して、更新・改築の是非を判断し、その内容を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮しなければならない。

4 委託者は、第1項の請求があったにもかかわらず、必要な施設の更新・改築を行わなかったために受託者又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責めを負う。ただし、受託者に故意若しくは過失があると認められる場合には、委託者はその程度に応じて、受託者に対し負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対して行った賠償を受託者に求償することができる。

（効率化策 VE の提案）

第21条 受託者は、業務契約期間中において、維持管理コストや運転管理コストなどの向上を図るため、機器等の改修などによる性能向上、または同等以上の性能を満足できる機器の導入提案することができる。委託者がこれを適当と認めた場合は、受託者に対して、委託者が受益する範囲内において報奨を行うものとする。

2 受託者は、前項の設備を設置する際、当該変更の内容について、事前に委託者に計画書を提出し、その承諾を得なければならない。なお、具体的な実施方法等については、契

約書別紙 2 に定めるものとする。

3 前項の規定により、受託者が本件施設内に設置した設備の所有権は、受託者に帰属する。

4 当該設備の導入及び維持管理については、委託者と受託者の協議の上、費用負担を決定する。

(ユーティリティ等の調達)

第 2 2 条 受託者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要となる電力、水道、薬品及びガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 受託者が水処理に使用する薬品は、委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要となる全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(性能保証)

第 2 3 条 受託者は委託者に対して、運営期間を通じ、要求水準書に定める水質及びその他の性能を達成し、これを保証する。

(水質異常に対する措置)

第 2 4 条 受託者は、水道水の水質並びに下水の処理水質が要求水準書に定める水準を満たさない場合（次項に定める場合を除く。）、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、委託者にその状況を報告しなければならない。

2 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、浄水処理又は配水並びに下水処理の一部又は全部を停止すること（以下、「処理停止」という。）を指示することができる。

3 前項に規定する処理停止により、第三者に損害が生じたときは、委託者がその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該処理停止に係る水質異常が、受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は受託者に対し、求償することができる。

(異常増水に対する措置)

第 2 5 条 本件施設の浸水又はその恐れが生じたときは、受託者は直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。

2 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、処理停止又はその他の措置を指示することができる。

3 前項に規定する処理停止又はその他の処理により、第三者に損害が生じたときは、委託者がその損害を賠償する責めを負う。

(協働の措置)

第 2 6 条 第 2 4 条から前条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受託者は、委託者に協力する。

2 前項に規定する受託者の協力が業務の範囲外である場合に追加費用が生じたときは、

委託者が負担するものとする。

（臨機の措置）

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の場合において、措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

第3章 モニタリングに関する条項

（業務の報告）

第28条 受託者は、業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成しなければならない。

（1）受託者は、翌日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始の場合はまとめて翌開庁日）の午後4時までに前日における日報を委託者に提出すること。

（2）受託者は、翌月の15日までに、前月における月報を委託者に提出すること。

（3）受託者は、運営年度ごとに年報を作成し、翌年度4月31日までに委託者に提出すること。

（4）受託者は、異常が発生した場合、すみやかに異常報告書を委託者に提出すること。

（5）受託者は、修繕を実施するとき、実施予定日の3日前までに修繕実施協議書を委託者に提出すること。ただし、計画外修繕は、緊急性があるときなどやむを得ない理由がある場合、提出を事後に行うことができる。

（6）受託者は、修繕を完了したときは、翌月又は翌々月の15日までに、実施した修繕の実施報告書を委託者に提出すること。

2 前項各号の報告書の記載項目や記載内容などは、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

（実施状況の確認）

第29条 委託者は、運営期間において、受託者が実施する業務の質及び内容を確保するため、次条から第32条までに定めるところにより、業務の実施状況を自己の費用により確認する。

（業務の確認）

第30条 委託者は、第28条に規定する報告書に基づき書類確認又は現地確認その他の方法により、業務の実施状況を確認する。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

3 前項の確認の内容などは、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

(随時の確認)

第31条 前条によるほか、委託者が特に必要と認めたときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、受託者はその求めに応じて、委託者の確認に立会い、業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、委託者に協力しなければならない。

(改善通告)

第32条 第30条及び第31条による確認の結果、サービス水準の未達（第24条第2項、第25条に規定する場合を除く）が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたときは、委託者と受託者は協議の上改善期間を設定し、その期間内にサービス水準の達成に必要な措置を講ずるものとする。

3 委託者は、受託者がサービス水準未達の状態を克服できない場合は、施設の運転操作に関する指示をすることができるものとし、受託者はこの指示に従わなければならない。

第4章 委託料に関する条項

(委託料の支払い)

第33条 委託者は、受託者に対し、本契約書に従い委託料を支払う。

2 第30条に定める確認をした日から30日以内に、受託者に委託料を支払わなければならない。

3 委託料の内訳及び支払い方法は、契約書別紙3に定める方法による。当該委託料には、本委託の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受託者は、委託者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

(委託料の改定)

第34条 委託者及び受託者は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の改定を実施できるものとし、詳細については、契約書別紙3に定めるとおりとする。

(委託料の減額)

第35条 受託者の責めに帰すべきサービス水準の未達の場合は、第32条2項に定める期間内に改善が見受けられない場合、当該施設におけるサービス水準未達日数分に相当する額の減額を行うものとする

2 前項に規定する委託料の減額は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降

の最初の支払期において支払うべき委託料を減額するものとする。ただし、やむをえない事情がある場合は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降最初の支払期の翌支払期において支払うべき委託料を減額することができる。

3 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、受託者はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

第5章 責任負担

(原水並びに流入下水の量とそれらの水質の確保)

第36条 水道水を安定的に供給するための原水の量並びに下水を安定的に処理するための流入下水の量及びそれらの水質の確保は、委託者が自己の責任において実施しなければならない。

(賠償保険)

第37条 受託者は、運営期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。

(一般的損害)

第38条 業務の実施に関し、故意又は過失によって生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰する事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第39条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。

3 業務を行う際に通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務の実施に関し、受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 業務を行う際に第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者が協力し、その処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第40条 委託者が、この契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、受託者は委託者に対して、当該支払うべき金額につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

2 受託者が、この契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅延した場合、委託者は受託者に対して、当該支払うべき金額につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(不正行為に対する違約金)

第41条 受託者の役員又は使用人が、この契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の罪を犯したことが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第8条の3において重用する同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、受託者は委託者に対して、当該不正行為を行ったことにより委託者に生じた損害の賠償として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、委託者が当該超える額の支払いを受託者に請求することを妨げるものではない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第42条 契約締結日以後に法令が変更されたことにより、契約書、要求水準書及び契約図書等で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受託者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを委託者に対して通知するものとする。

2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされた以降において、本業務に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第43条 委託者が受託者から前条第1項に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかに契約書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から120日以内に契約書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託者が法令変更に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は委託者が負担する。

(不可抗力に伴う通知の付与)

第44条 受託者は、不可抗力により契約図書等及び要求水準書で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったとき（第24条及び第25条の規定に該当する場合を除く。）は、受託者はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに委託者に通知しなければならない。

2 委託者及び受託者は、前項の通知がなされたとき以降において、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合は履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

(不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担)

第45条 委託者が受託者から前条第1項に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに契約書の変更並びに追加費用の負担等

ついて、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託者が不可抗力に対する対応方法を受託者に対して通知し、受託者はこれに従い業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は委託者が負担する。

(不可抗力による委託料の支払)

第46条 受託者は、不可抗力により、業務の一部又は全部が実施できなくなった場合、若しくは本件施設に重大な損害が生じた場合は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、努力を行うものとする。

2 委託者は、前項に規定する努力を行うことを条件として、不可抗力により業務の一部又は全部を行わない場合でも、受託者に対して第33条に規定する委託料の支払を継続することができる。

(契約の解除)

第47条 この契約書に定める不可抗力により、委託者が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本業務の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、委託者と受託者は協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、運営期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第33条の規定を準用する。

第6章 業務の終了に関する条項

(受託者の債務不履行等による契約の解除)

第48条 受託者が次の各号の一つに該当する場合、委託者は受託者に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により、運営開始予定日から30日が経過しても業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受託者の責めに帰する事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受託者が業務の一部又は全部を行わないとき。

(3) 委託者が受託者に対して、第38条第1項の規定に基づき、委託料の減額を講じた後、90日を経過しても、当該減額の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。

(4) 受託者の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

(5) 前号までに規定するもののほか、受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 受託者が破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。

(7) 受託者が、自らの運営を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(8) 受託者が、この契約に基づく義務に著しく違反したとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が同号1) から5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

7) 受託者が、同号1) から5) までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（同号6) に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の債務不履行等による契約の解除）

第49条 委託者が次の各号の一つに該当する場合、受託者は委託者に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

(1) 委託者が本契約書に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第33条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。

(2) 委託者が、本契約書に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

(3) 委託者の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

2 前項の規定によりこの業務が終了する場合は、委託者は受託者に対して、運営期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、委託者は受託者の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第33条の規定を準用する。

（業務期間終了時の施設の確認）

第50条 業務が終了するときは、委託者と受託者の双方が立会いの上、対象施設等について、第19条第1項に基づき確認した対象施設等の内容との相違がないことを確認する。

2 受託者は、前項の確認の結果、対象施設等の内容との相違があるときは、自己の責任と費用により必要な修繕・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置をとらなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、又は委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(契約終了に伴う措置)

第51条 受託者は、履行期間の終了又は第47条若しくは第48条により契約が解除されたときは、委託者の指定するものに本件施設の運転及び維持管理に関する研修・指導等（以下、本条において「受託者による引継等」という。）を行うものとする。この場合の費用は、契約書、要求水準書及びその他の条項に特別の定めがある場合を除き、受託者が負担する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受託者による引継等を行わないことができる。

(1) 委託者が指定するものが現受託者であるとき。

(2) 委託者が指定するものが、本件施設の引継等の必要がない明らかなる事由を記載した書面を委託者に提出し、委託者がこれを承諾したとき。

(3) 前2号の他、委託者が本件施設に関する受託者の引継等が必要ないと認めたとき。

第7章 補則条項

(秘密の保持と情報の公開)

第52条 委託者及び受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の定めは、第13条の運営期間満了後又は本契約の終了又は解除後も存続する。

3 委託者及び受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報、委託者及び受託者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

(契約の変更)

第53条 委託者と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第54条 本業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第55条 契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義を生じたときは、委託者と受託者は協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 リスク分担表（契約書第4条関係）

カテゴリー	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			委託者	受託者
入札契約締結	入札	入札参加者に対する評価及び審査の誤り	○	
		入札額の積算の誤り及び入札図書書類の理解の誤り		○
	契約締結	委託者の責により契約が結ばれない	○	
		受託者の責により契約が結ばれない		○
制度	法令変更	委託者の事業運営に関わる法令、許認可等の変更	○	
社会	第三者賠償	受託者の故意もしくは過失に起因する第三者への瑕疵		○
		事業運営に起因する第三者への瑕疵	○	
	住民問題	事業運営に起因する住民反対運動や訴訟	○	
		受託者の業務の履行に起因する住民反対運動や訴訟	○	○
	環境保全	受託者の故意もしくは過失に起因する周辺環境への瑕疵		○
		事業運営に起因する周辺環境への瑕疵	○	
自然	不可抗力	天災、テロ等の突発的な事象	○	
財務	財務	委託者の債務不履行	○	
		受託者の業務放棄、破綻		○
事業	事業変更	事業の統廃合、縮小や拡大、用途変更、第三者への移管、売却、議会対応、監査	○	
運用	性能	受託者の責による契約基準の未達		○
		委託者の責による契約基準の未達	○	
	損傷劣化	受託者の責による機器の損傷、劣化等		○
		経年劣化及び、天災、テロ等による機器の損傷、劣化等	○	
	業務引継ぎ	運転管理、維持管理業務の移転の協力		○
契約の変更	委託金額変更	施設の設計条件と実際の条件が大きく異なった場合	○	
		業務の履行に重大な影響を及ぼす法令・基準等が変更になった場合	○	
		施設等の運用形態の変更に伴う委託内容の変更	○	
		委託期間中の物価変動等に関するもの	○	○
			契約書別紙3による協議	
その他	機能確認	第三者による機能確認	○	
		委託者が行う第三者への機能確認への協力		○
		必要な機能回復の措置とその措置が行われるまでの必要な負担		○
	業務監視	業務履行計画書による状況の調査、監視及び評価	○	
		委託者が実施する履行状況確認に伴う調査、監視及び評価への協力		○
	契約	委託者は、受託者の責による事業継続が困難な場合、契約を解除できる		○

		受託者の責により、契約解除された場合、委託者が新たな業務体制を構築し引き継ぐまでの間に係る費用は受託者の負担とし、委託者は損害賠償を請求できる		○
		委託者の責により事業の継続が困難になった場合、受託者は契約を解除することができる。受託者はこれにより発生した損害賠償を請求できる	○	
		委託者・受託者双方の責に帰することができない事由が発生し、事業の継続が困難になった場合は、継続の可否および精算の方法などについて協議を行う	○ 協議	○ 協議
	原水・流入水質	原水水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	
		流入水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	

別紙2 効率化策 VE の提案（契約書 2 1 条関係）

1 効率化策の提案

業務契約期間中において、維持コストや運転管理コストなどの向上を図るため、機器等の改修などによる性能向上、又は同等以上の性能を満足できる機器の導入提案を行い、委託者がこれを適当と認めた場合は、受託者に対して、委託者が受益する範囲内において報奨を行うものとする。

2 提案の範囲

受託者が効率化策の提案を行う範囲は、本業務の範囲に限るものとする。

3 提案の提出

受託者が提案を行う場合は、提案書に次に掲げる事項を記載のうえ、委託者に提出しなければならない。

- （1）この契約に規定される内容と効率化提案の内容の対比と提案理由
- （2）効率化提案の実施方法に関する事項
- （3）効率化提案が採用された場合の委託料の概算削減額と算出根拠
- （4）その他提案が採用された場合に考慮すべき事項

4 提案の審査、採用

（1）委託者は、提案書の受領後 14 日以内にその提案を採用するか否かを決定し、受託者に通知するものとする。ただし、委託者は受託者に理由を通知した上で、この期限を延長することができる。

（2）委託者は、受託者に対し、提案に関する資料、その他の文書を求めることができる。

（3）委託者は、効率化提案を採用した場合には、書面をもってその理由を受託者に通知するものとする。

（4）委託者は、効率化提案を採用しなかった場合には、受託者に書面をもってその理由を通知するものとする

5 提案が採用された場合の契約変更等

（1）委託者が提案を採用した場合において、必要がある時は、契約の変更を行うものとする。

（2）委託者は、前項の規定により契約の変更が行われた場合において、必要があるときは委託者と受託者は協議の上、業務委託料の変更を行うものとする。

（3）ただし、前号の変更を行う場合において、提案により業務委託料が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額以上を削除できないものとする。

6 本件施設への設備の設置

（1）受託者が実施する施設改良等については、その実施に関する方法・工事工程などを記載した「施設改良等実施計画書」を策定し、委託者に提出するものとする。

(2) 受託者は、前号の改良等が終了した時は、終了の翌日から 14 日以内に改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を 2 部作成し、1 部を委託者に提出すること。

(3) 契約書に定めるところにより、改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、第 1 号の改良等実施計画書及び前項の実施報告書に基づいて行うものとする。

7 提案内容の保護

委託者は、効率化提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

8 品質保証

受託者は、効率化提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は、委託者と受託者の協議によるものとする。

9 責任の所在

委託者が受託者の提案を適正と認め、契約の変更を行った場合においても、受託者の責任が否定されるものではない。

10 提案費用

提案費用は受託者の負担とし、提案によって業務委託料が低減すると見込まれる額に含めない。

11 補足

この条項に定めがない事項については、契約書によるほか必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別紙3 委託料の額（契約書第33条関係）

1 委託者が支払う委託料について

委託者は、受託者が実施する本業務の対価として、委託期間にわたって、委託料を毎月受託者に支払う。

1. 1 委託料の構成

委託料は、表 1－1 示す内訳で構成される。

表 1－1 委託費の構成

概要	項目
人件費その他運営に係る諸費用 (固定費)	・ 人件費 ・ 事務費 ・ 保険料 ・ その他費用
維持管理、修繕費用 (固定費)	・ 電気（基本料金） ・ 水道、下水道（基本料金、従量料金） ・ 消耗品、予備品購入費 ・ 計測・分析費 ・ 清掃費、環境整備費等 ・ 計画修繕費、計画外修繕費 ・ 燃料費 ・ 廃棄物処分費（脱水汚泥、し渣、沈砂、天日乾燥汚泥、排水及び廃液、汚泥（農集）） ・ その他費用
配水量や汚水処理量の変動によって 変更が生じる用役費等 (変動費)	・ 電気（従量料金） ・ 薬品費

1. 2 委託費の算定方法

各支払期の支払金額

＝業務委託契約金額 ÷ 支払回数（12 回/年 × 3 年）

ただし、変動費については、要求水準書に示す配水量もしくは汚水処理水量等の計画値に対して管理実績値が±10%以上の変動が発生した場合は、下記計算式を用いて委託料の変更を各年度の3月に行うこととする。なお、変更の際は10%の増減分とその差分も変更を行うこととする。

増減額 ＝（当該年度配水量 or 汚水処理水量(実績値)/当該年度配水量 or 汚水処理水量(計画値)-1）× 各変動費(年総額)*

*各変動費(年総額)は受託者が入札時に提出した内訳書の変動費の総額を基準とする。

例)

薬品費：10,000,000 円

当該年度配水量（実績値）：220,000m³

当該年度配水量（計画値）：200,000m³

増減額 = $(220,000/200,000 - 1) \times 10,000,000 = 0.1 \times 10,000,000 = 1,000,000$ 円

なお、当該年度配水量 or 汚水処理水量(計画値)については、要求水準書を参照すること。

また、廃棄物処分費については、要求水準書に記載の参考値から廃棄物発生量が著しく超過した場合は、委託者及び受託者で協議し、その費用の増加分について決定するものとする。

2 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

本委託に係る委託費のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を表1-2に示す。

表1-2 物価変動等の指標

改定の対象となる費用	指標
・人件費 ・一般管理費	「公共工事設計単価/電工の労務単価（茨城県）」国土交通省
・基本料金（電気、水道）	電気については、TEPCOで公表されている単価を指標とする。水道については、五霞町の水道単価を指標とする。
・計画修繕費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局
・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/灯油」日本銀行調査統計局
・従量料金（電気、水道）	電気については、TEPCOで公表されている単価を指標とする。水道については、五霞町の水道単価を指標とする。
・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
・廃棄物処分費	各収集運搬及び処分受託者等との契約が変更等された場合、委託者と受託者が変更内容をもとに協議し、変更等を決定。
・その他維持管理費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

本委託に係る支払額については、年1回見直しのための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%を超過する増減があった場合に、受託者と委託者は改定に係る協議を行うことができるものとする。なお、受託者は変動の有無によらず、委託者へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月30日までに見直しを行い、翌年度の本委託の支払額を確定する。改定された本委託の支払額は、改定年度の翌年の4月の支払から反映させる。

3 改定の計算方法

（1）算定式

本委託に係る支払額のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用(税抜)

X：前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは本委託の契約に示された当該費用)

α ：改定割合（改定前の指数／前回改定時の指数）

注1)当該指数については「(1)物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2)改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3)当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

4 消費税及び地方消費税の改定による改定

本委託期間中に消費税及び地方消費税が改定された場合、委託者の受託者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、委託者が改定内容にあわせて負担する。

5 その他例外的な見直しについて

「4(1)算定式」による見直し方法が適当でないと委託者が認めた費目については、委託者と受託者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。